

重点

## 5 若者運転者(16歳~24歳)対策の推進

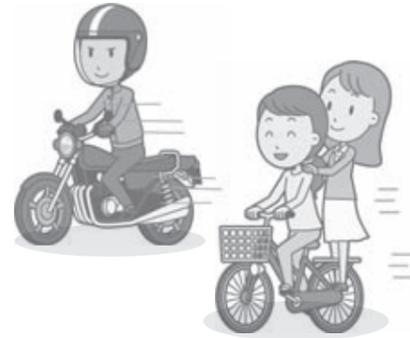
県警察や県が実施する対策の周知・協力など、関係者が一丸となって若者の事故を抑止する。

### 運転者

- 通勤、帰宅時は、交通混雑、仕事の疲れ、夕暮れの視認性の低下等から、集中力が欠け交通事故の危険性があることを認識し、無理のない運転をする。
- 運転経験の浅い運転者は、自分の運転技能を過信して、スピード超過の傾向があるため、安全速度を遵守し、安全運転に努める。

### 家庭・地域・職場

- 自動車運転免許証取得前や運転経験の浅い若者を対象に、学校や事業所等と連携し、出前型の交通安全教育による交通安全意識の高揚を図る。
- 交通安全運転実践事業所での「従業員の安全教育」、「家族への呼びかけ」、「地域での交通啓発活動」等の取組みにより、若者の交通安全意識高揚を図る。



重点

## 6 交通安全3S(Save Silver、Save Child、Slow Down)+2アクションの励行

第10次福井県交通安全計画で策定された交通安全3S等を推進し、交通事故の抑止を図る。

### Save Silver (高齢者の事故抑止)

- 運転者は高齢歩行者が見えたら速度を落とす等の思いやり運転を実践する。
- 高齢歩行者が夕暮れ時や夜間に外出するときは、明るい服装や反射材用品等を着用するなど、運転者から見えるように努める。
- 深夜に危険な行動と思われる高齢歩行者を見かけたときは「交通安全おたすけコール」(0776-23-4949)、110番へ、積極的に通報する。

### Save Child (子どもの事故抑止)

- 運転者は子どもの飛び出しや急な進路変更等にも対応できるよう、子どもを見かけたときはその動きを十分に確認する。
- 家庭や職場において、子どもに対する交通安全指導や誘導を行うなど、子ども自身の安全行動を促す。

### Slow Down (ゆとりある速度での運転)

- 運転者は道路の状況に応じたゆとりある速度での運転を励行する。
- 家庭や職場において、高速走行の危険性等について話し合い、安全運転意義の高揚を図る。

### 交通事故が起きにくい環境づくり

- 交通安全運転実践事業所等の民間企業・団体が「従業員の安全教育」、「家族への呼びかけ」、「地域での交通啓発活動」などの交通安全活動を職場ぐるみで推進することにより、交通事故のない「安全で安心な福井」の実現を目指す。

### クルマに頼り過ぎない社会づくり

- 通勤、通学等での過度なクルマの利用を見直し、公共交通機関への転換を図るため、カー・セーブ運動を促進する。

# 秋の交通安全県民運動 実施要綱

平成28年

平成28年8月8日  
福井県交通対策協議会

## 第1 目的

この運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

## 第2 期間

- ★平成28年9月21日(木)から9月30日(金)までの10日間
- ★交通事故死ゼロを目指す日：9月30日(金)

## 第3 主 唱

福井県交通対策協議会

## 第4 重点事項

- ★交通安全啓発活動  
重点的な啓発項目を定めて、集中的に街頭啓発を行うなど、県民への交通安全啓発活動を強化する。
- ★高齢者・若者運転者対策  
県警察や県が実施する対策の周知・協力など、関係者が一丸となって高齢者や若者の事故を抑止する。

## 第5 統一行動日

- 平成28年9月21日(木)「一斉街頭活動日」  
第6の実施機関・団体が、交差点等の街頭において一斉に交通安全啓発活動および交通安全指導を行う日とする。

## 第6 実施機関・団体

福井県、福井県警察、福井県教育委員会、市町および福井県交通対策協議会の構成機関・団体

## 第7 推進方法

1. 実施機関・団体は、本運動の趣旨等について組織に浸透を図るとともに、具体的な実施計画を策定し、これに基づき早期に推進体制を確立するものとする。
2. 実施機関・団体は、本運動が県民総ぐるみの運動として成果があがるよう、創意工夫を凝らした交通安全教育や街頭指導等の交通安全活動を実施するほか、各種広報媒体を活用して、県民の交通安全意識の高揚に努めるものとする。  
なお、交通事故の悲惨さ等の広報については、交通事故被害者や被害者家族の心情に配慮すること。

## 第8 運動の重点と取組み

1. 子どもと高齢者の交通事故防止
2. 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
3. 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい使い方の徹底
4. 飲酒運転の根絶
5. 若者運転者による交通事故防止
6. 交通安全3S (Save Silver、Save Child、Slow Down)+ 2アクションの励行



重点

# 1 子どもと高齢者の交通事故防止



子どもとその保護者および高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、子どもや高齢者等の交通弱者に対する保護意識の醸成を図る。

## 運転者

- 歩行中および自転車乗用中の子どもを見かけた時は十分な減速を行うほか、子どもの側方を通過する際には十分な間隔を保持するなど「子どもを見かけたらスローダウン」県民運動を推進する。
- ゾーン30や通学路など生活道路における児童・生徒等の安全な通行を確保するための安全運転を推進する。
- 高齢歩行者等（高齢歩行者・電動車いす利用者、高齢自転車利用者）、および高齢運転者標識を表示した車を見かけた時は、減速、徐行するなど、高齢者に配慮した思いやりのある運転に心がける。

## 子ども

- 道路で遊ばない、信号機を守る、横断歩道を利用するなど交通ルールを守る。
- 秋口は日没時間が急激に早まることから、暗くなる前には帰宅する。

## 高齢者

- 参加・体験・実践型の交通安全教室へ積極的に参加し、交通ルール・マナーの習得および理解の向上と安全行動の促進を図る。
- 高齢運転者は、加齢に伴う身体の機能および運転技能の変化を認識し、その能力に応じた運転に心がけるほか、70歳以上の高齢運転者は、高齢運転者標識の表示に努める。
- 認知症等により安全な運転が困難となった場合は、運転免許の自主返納について検討する。

## 家庭・地域・職場

- 幼児・児童の自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用と幼児二人乗車用自転車乗用時におけるシートベルト着用等の安全利用を促進する。
- 子どもと高齢者に対する交通安全声かけの励行や交差点等における安全誘導など保護意識の醸成に努める。
- あんしん歩行エリア等を地域や職場で点検し、子どもと高齢者の安心通行を確保する。



重点

# 2 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止



秋口における日没時間の急激な早まりを理解するとともに、歩行中・自転車乗用中の死亡事故が増加する夕暮れ時と夜間の交通事故を防止する。

## 運転者

- 夕暮れ時には自動車の前照灯を早めに点灯するほか、夜間のハイビーム実践運動またはスピードダウンの励行により、交通事故防止に努める。

## 歩行者・自転車利用者

- 夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者から確認しやすいよう明るい服装や反射材用品を着用するとともに、基本的なルールを守り正しい交通行動を実践する。
- 自転車安全利用五則を周知し、自転車の正しい通行方法を理解させて、安全利用を推進する。なお、大人もヘルメットの着用を励行する。

## 自転車安全利用五則 (平成19年7月 交通対策本部決定)

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- ④安全ルールを守る
  - ★飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - ★夜間はライト点灯
  - ★交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- ⑤子供はヘルメットを着用

## 家庭・地域・職場

- 交通混雑や視認性の低下などによる夕暮れ時と夜間の危険性および反射材用品や明るい服装の着用効果等を理解・認識させる交通安全教育等を推進する。
- 歩行者に対する街頭での交通安全指導、保護・誘導活動を推進する。

重点

# 3 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい使い方の徹底



自動車乗用中における後部座席を含めた全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい使い方を徹底し、交通事故発生時の被害防止や被害軽減を図る。

## 運転者・同乗者

- 車に乗る時は、後部座席を含めた全ての座席でシートベルトを正しく着用する。
- チャイルドシートの着用効果と着用する必要性を理解し、乳幼児の体格に合ったチャイルドシート等の使用と正しい使用方法を周知徹底する。
- 乳幼児に対して安易にシートベルトを使用したり、同乗者の膝の上に乳幼児を抱えた状態でシートベルトを着用したりしない。

## 家庭・地域・職場

- シートベルトの正しい装着方法やチャイルドシート本体の確実な取付け方法等について話し合い、正しい使用を習慣づける。
- 自動車で出かけるときは、シートベルト等の着用について互いに確認する。
- バス乗車の場合でも、シートベルトは確実に着用する。



重点

# 4 飲酒運転の根絶



運転者を始め広く県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さを訴えて規範意識の確立を図るとともに飲酒運転を根絶する。

## 運転者

- 飲酒運転者に対する刑事処分や行政処分が大幅強化された意味を十分認識し、酒気を帯びた状態で車両等の運転をしない。
- 飲酒運転の悪質性・危険性を理解し、飲酒後に急用が生じた場合であっても車両等を運転しない。

## 家庭・地域・職場

- 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底およびハンドルキーパー運動を促進する。
- 飲酒運転の悪質性・危険性について、交通事故の悲惨さを訴えて理解を促すなど意識改革を推進し、飲酒運転を許さない環境づくりに努める。
- 自動車を使用する事業所等は、点呼時にアルコール検知器等による検査を励行し、業務中の飲酒運転根絶に努める。